

業務仕様書

1 業務名

二見公園植栽等業務

2 業務概要

定山溪にある二見公園内に紫陽花等の植栽等を行う。

3 業務委託期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

以下の業務を行うにあたり、別添 1～6 の二見公園図面を参考に植栽等を行うこと。

(1) 植栽計画図の作成

現地調査を行い、(2) から(7)までの業務を計画的に行えるよう植栽計画図を作成し、事前に委託者に確認の上、作業にあたること。

(2) 敷地造成（土の入れ替え）

別添 1 Aエリア内の既存の土を紫陽花植栽に適した土壌とするため、30 cm程度掘削し、既存の土等を処分し、新たに黒土を入れ敷地の造成を行う。

なお、処分については、適切な処分場まで運搬し、確実に処分すること。

Aエリア広さ：151m³ 程度

なお、Aエリアについては、紫陽花等の植栽の他、以下(6)に示す園路整備も行う部分となるため、黒土に関しては、50m³程度とする。

(3) 既存樹木の伐採・抜根

別添 2 B-1 からB-3 に示すエリア内の下表に示す樹木を伐採・抜根し、処分すること。

なお、下表に示されていない樹木で伐採・抜根が必要とされるものについては、植栽計画図に明記し、確認の上、進めること。

また、処分する樹木については、適切な処分場まで運搬し、確実に処分すること。

伐採・抜根樹木一覧（数量は想定）

種類	数量
ツツジ	13 株
イタヤカエデ・モミジ	3 本
ミズナラ実生木	20m ²
オンコ	3 本

(4) 工作物の撤去

別添 3 Cエリアに示すツリーサークル、Dエリアに示す石積みを撤去すること。

なお、処分については、適切な処分場まで運搬し、確実に処分すること。

工作物一覧（数量は想定）

種類	数量
ツリーサークル	1 式
石積み	25m ² 20t 程度

(5) 植栽

別添4 E-1～E-4 のエリアに以下ア、イの樹木等を植栽すること。また、イに示す樹木については、全体デザインが統一されるよう考慮した配置に移植すること。

なお、植栽の各エリアに何をどれくらい植えるかのイメージは、予め植栽計画図に示し、委託者と調整の上、進めること。

ア 植栽一覧

種類	形質	数量	備考
フジ	幹周 0.12m程度	2本	添え柱支柱
アジサイ	高さ 0.5m程度	200株	4株/m ² 程度
ガクアジサイ	高さ 0.5m程度	200株	4株/m ² 程度
アジサイ・アナベル	高さ 0.3m程度	50株	4株/m ² 程度
ギボウシ	フィリ等 10.5cmポット	246鉢	16鉢/m ² 程度
フウチソウ	フィリ等 10.5cmポット	246鉢	16鉢/m ² 程度
ヒューケラ	フィリ等 9.0cmポット	246鉢	16鉢/m ² 程度
エゾヤマザクラ	高さ 3m、幹周 0.1m程度	4本	

※フジについては、パーゴラを活用し、既存のフジとともに藤棚を整備するイメージ

イ 移植一覧

種類	形質	数量	備考
アジサイ	高さ 0.8m程度	13株	
アジサイポット苗		1式	

(6) 園路整備

別添5 F-1 及びF-2 に示すエリア内に園路を整備すること。

園路素材

種類	形質	数量	備考
インターロッキング舗装	インター標準品 クッション砂	80m ²	クッション砂は 30t を想定
園路縁石工		100m 程度	

(7) 公園内清掃

別添6 Gに示すエリア内の雑草の除去、清掃を行う。

(8) 冬囲い

必要な樹木等の冬囲いを行うこと。

4 業務にあたっての留意事項

(1) 作業の実施にあたっては、通行人・通行車両等の安全を因るため作業範囲を明確に表示・区画したうえ、事故防止に努めること。また、作業中に被害を及ぼした場合は、受託者の責任において対応すること。

(2) 二見公園内では、平成29年10月22日(日)まで、毎日18:00～21:00にライトアップイベント(定山溪ネイチャールミナリエ)が開催されていることから、イベントへの影響を考慮すること。

なお、当該ライトアップイベントは10月30日頃まで撤収作業を行っているため、本業務の

実施にあたっては、委託者と十分に調整しながらライトアップイベント撤収作業に支障のない作業を先行するなど、考慮すること。

- (3) 本仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに観光・MICE 推進課と協議すること。

5 実施報告

- (1) 完了届には、作業内容や業務施工前後の写真等を示す書類を添付すること
- (2) 本業務に履行に伴い発生した廃棄物の処理が適正に完了したことを確認できるマニフェストの写しを添付すること。

6 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。